



Tax Watch Update

Issue No. 21

2012年11月

法人所得税	2
付加価値税	4
外国人契約者税	5

要約

- ▶ 2012年12月31日時点の事業体の失業予防基金の残高は翌年度に繰越しては認められず、2012年度のその他所得に計上される。
- ▶ Decree 95/2005 及び Decree 88/2009 に基づき発行された住宅、建設物の所有権の証明書は該当固定資産の減価償却費が損金計算可能な費用として認められるための法的根拠と見なされる。
- ▶ 2012年10月24日に、財政省は2009年10月15日付け Circular 201/2009/TT-BTC を取って代わる事業体の為替レート差額の処理に関する Circular 179/2012/TT-BTC を発行した。

法人所得税（法人税）

失業支援金の会計処理のガイドラインである省令

2012年10月24日に、事業体が労働者に支給する失業支援金の会計処理のガイドラインである財政省の Circular 180/2012/TT-BTC が発行されました。特筆すべき重要な点を以下に記します。

- ▶ 失業支援金は管理費として計上され、法人税の計算に際しての損金算入費用と認められます。
- ▶ 特に、2012年に失業支援金を支給するために、事業体は2011年12月31日まで引き当てた失業予防基金の残高（ある場合）を使用できます。
- ▶ 2012年度の財務諸表を作成している時に、（2012年に失業支援金を支給した後）失業予防基金は残高がある場合、事業体は該当残高を翌年度に繰り越しては認められず、2012年度のその他所得に計上をします。
- ▶ 当年度に発生した失業支援金が大きく、全額で管理として計上をすると赤字になる場合、事業体は該当支援金を次年度に割り当てることできるが、3年間を超えてはいけません。

Circular 180/2012/TT-BTC は2012年12月10日より有効となり、2003年08月14日付け Circular 83/2003/TT-BTC を取って代わりません。

固定資産所有権の証明書

税務総局の2012年10月1日付け Official Letter (OL) 3428/TCT-CS により、Decree 95/2005 及び Decree 88/2009 に基づき発行された住宅、建設物の所有権の証明書は該当固定資産の減価償却費が損金計算可能な費用として認められるための法的根拠と見なされます。

為替レート差額の処理に関する新たな Circular

2012年10月24日に、2009年10月15日付け Circular 201/2009/TT-BTC を取って代わる事業体の為替レート差額の処理に関する財政省の Circular 179/2012/TT-BTC (Circular 179) が発行されました。

- ▶ Circular 179 はベトナムに於いて、設立され、活動する事業体に適用されます。但し、金融機関法に基づき設立され活動する金融機関には適用されません。
- ▶ 期末外貨建て残高の再評価、連結財務諸表作成、事業体の解体・売却、外貨建て取引などに関する為替レート差額の会計処理は現行会計制度に準拠します。

- ▶ 法人税の課税所得を計算する際に、事業体の為替レート差額が所得それとも損金計算可能な費用であるかの決定は、法人税に関する法的文書に基づきます。
- ▶ 財政省の 2009 年 10 月 15 日付け Circular 201/2009/TT-BTC に基づき、外貨建てローンを年末再評価した後に、増加した為替レート差額は本年度に全額で割り当てられない場合、割り当てられていない残高は営業外費用として次年度に割り当てることができます。割り当てる年数は本 Circular の有効日より起算されます。

Circular 179 は 2012 年 12 月 10 日より有効となり、2012 会計年度より適用されます。

要約

- ▶ 2013年1月までに支払延長がされた2012年6月のVATは継続して2013年04月22日に延長される。
- ▶ 還付後に書類検査となり、連続する2年間以上を赤字申告するなどの場合、或還付決定を発行した日より1年以内に検査を行うが、その他の場合は10年間以内に検査される。
- ▶ 別計算ができない場合における月次還付の輸出商品・役務の仮払いVAT。
- ▶ 6ヶ月以上の申告が漏れた輸入品のVAT納税書類は追加申告できる。

付加価値税 (VAT)

VAT 支払延長

2012年10月22日に、政府の2012年10月5日付け Resolution 67/NQ-CP に規定された VAT 延長のガイドラインである財政省の Circular 175/2012/TT-BTC が発行されました。従って、2012年05月13日付け Resolution 13/NQ-CP 及び 2012年05月23日付け Circular 83/2012/TT-BTC に基づき、2013年1月までに支払延長がされた2012年6月のVATは継続して2013年04月22日に延長とされます。

VAT 還付の検査制度

2012年9月27日に、還付後に書類検査となるVATの還付検査制度に関する財政省の Decision 2404/QD-BTC が発行されました。従って、以下の対象に対して、税務機関は還付決定を発行した日より1年以内に検査を行いません。

- ▶ 連続2年以上で赤字、或いは定款資本金より多い赤字を申告した事業体
- ▶ 不動産、商業、役務の事業活動からVATを還付された事業体
- ▶ 還付決定発行日の以前の12ヶ月以内に事業場所を変更した事業体
- ▶ 12ヶ月以内に課税売上と還付税額間の異常な変更がある事業体

その他事業体に対して、税務機関はリスク原則（巨大な還付税額のある場合を優先的に検査する）にて還付決定を発行した日より10年間以内に検査を行いません。

月次還付 VAT 額の計算

財政省の2012年10月19日付け OL 14320/BTC-TCT は月次にVATが還付され、輸出商品・役務と共に国内販売用商品・役務を事業とする事業体の仮払いVATの計算方法のガイドラインを示しました。OL 14320により、輸出商品・役務の仮払いVATが別に計算できない場合、当期の事業体の総売上に對する輸出商品・役務の売上の割合で按分されます。

延滞申告税額の納税書類に対する VAT 控除

税務総局の2012年10月29日付け OL 3760/TCT-KKにより、6ヶ月以上の申告が漏れた輸入品のVAT納税書類は次回の申告書類の提出期限と関係なく、追加申告をすることができます。但し、該当申告は税務調査決定の公表日以前に追加をされなければなりません。

要約

- ▶ 2012年度の予算徴収目標を達成するため、外国契約者税の徴収管理強化。
- ▶ 2009年1月1日より現在までの保証付機械・設備、自動車部品の供給、自動車全体輸入の活動及びベトナムに於ける訓練提携活動に関する外国契約者税を調査し、徴収する。
- ▶ 上記の調査される対象及び影響を受ける可能性がある製造、組立向け原材料、機械、部品を輸入する対象は外国契約者税に関するリスクを低減するために、事業者は自己の関連活動を検討し、必要な対策を講じる必要がある。

外国契約者税

外国契約者税の徴収管理

2012年度の期末の国家金融・予算の任務実施に関する指導に基づき、2012年09月10日に税務総局の局長はOL 3342/TCT-GCを発行し、各地方税務当局に2009年1月1日より現在までの外国契約者税の徴収管理強化を要求しました。

特に留意すべきな点はOL 3342は保証付機械・設備、自動車部品の供給、自動車全体輸入の活動及びベトナムに於ける訓練提携活動がある外国契約者税の納税者を集中的に調査し、管理することを具体化しました。

製造、組立向け原材料、機械、部品を輸入する事業者は調査対象に属し、外国契約者税が徴収される可能性があるため、OL 3342の発行は具体的に規定する事業者以外の納税者にも影響を与えられと考えられます。

外国契約者税に関するリスクを低減するために、事業者は自己の関連活動を検討し、必要な対策を講じる必要があります。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー

huong.vu@vn.ey.com

Thanh Trung Nguyen ディレクター

thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

Trang Pham ディレクター

trang.pham@vn.ey.com

The Gia Tran ディレクター

the.gia.tran@vn.ey.com

安西 冬樹 日系企業担当マネージャー

fuyuki.anzai@vn.ey.com

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー

christopher.butler@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー

nitin.jain@vn.ey.com

Sarah Jubb エグゼクティブ・ディレクター

sarah.jubb@vn.ey.com

Thinh Xuan Than ディレクター

thinh.xuan.than@vn.ey.com

Thy Anh Huynh ディレクター

thy.anh.huynh@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当インドシナ統括ディレクター

Takahisa.onose@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している16万7,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000280

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。